内閣総理大臣様、復興大臣様、環境大臣様、厚生労働大臣様

独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター西尾正道院長の被曝医療検査の骨子の要請書への賛同署名

■国家責任による被曝医療の骨子として、「原子力災害医療法」（仮称）を作り、以下を遂行するよう要請する。

1・被曝検査無料の受診権利証明である【被曝検査健康手帳】(仮称)を配布し、転居しても全国で無料受診できる体制を整えること。

2・.全国の医療機関で、「被曝検査健康手帳」を渡されていない段階の「被検者」の「被曝検査」に関する診療報酬の扱いを統一すること。

3・甲状腺検査現場で画像データのコピーを子供の保護者に必ず渡すこと。

4・甲状腺機能の検査として、血液によるT3，T4，TSHのチェックを行うこと。

5.現在の診療記録の保存義務期間は、診療録5年、画像資料等は2年であるが、「福島県健康管理センターの診療記録」などの「被曝に関する被験者の診療記録」は、例外的に画像を含め今後50年間の保存義務とし晩発障害に対応すること。

6.・原発事故の収拾にあたる作業員を含め、被曝線量が高かった人(定義が必要)に、希望があれば、「染色体検査」を行うように行政指導すること。

7・長期戦となった食品汚染による内部被曝の検査においては、ホールボディーカウンタより数十倍高い精度の尿による内部被曝検査ができる体制を構築すること。

8・現在の放射線防護体系の内容は、ICRPの報告・勧告をもとにしているが、放射線の人体影響は不明な点が多い。またICRPの報告や勧告に対して、その非科学性を唱える科学者グループも存在している。こうした現状を踏まえ、原子力政策を推進する立場で構築されたICRP基準では人命を守れる保障はない。

そのため、現在の避難基準は年間 20mSv であるが、チェルノブイリの基準に準じた対応を要請する。すなわち年間5 mSv 以上は強制移住とし、年間 1～5mSv の住民には移住権利を与えること。

9・ナショナル被曝医療センターを作ること。そこで、世界の最先端のバイオアッセイ研究機関と産業界にも呼びかけ、日本では不充分な内部被曝の検査ができるようにすること。γ線だけでなく、質量分析器を用いたα線やβ線の内部被曝も計測できる技術や乳歯のストロンチウム測定技術、なども含めた尿、毛髪、爪、等から測定できるあらゆる核種が検出できる計測技術の整備が必要である。また被曝者が死亡した場合、本人・家族の要望があれば、臓器の被曝線量の測定ができる医療機関の設置も要請する。

10・以上のことを成し遂げるため、厚生労働省に原発被害の責任部署を置くことを要請する。東電福島第一原発事故による被曝者の健康管理は、現在環境省健康管理部で担当し、厚生労働省には原発由来の健康被害についての責任部署が無い。今後は長期的に放射線健康被害への対応の必要性を考慮し、厚生労働省内に担当部署を作ることを要請する。

賛同署名者氏名	住所

最終集約場所、「市民が学ぶ甲状腺検査の会」代表・荘司信行〒960－0102福島市鎌田字卸町13－4　TEL：024－553－0851

FAX024－553－0852　連絡先、070-6954-5401 shoji1412542@yahoo.co.jp**（署名は原本をお送り下さい。コピーやFAXは無効です）**

取扱い団体、賛同人を募っています。署名を送って下さる場合は、総署名数が分かるようにメモを付けてください。

取扱い団体集約場所